

国と地方の協議の場（平成 23 年度第 4 回臨時
会合）における協議の概要に関する報告書

平成 24 年 1 月

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

国と地方の協議の場（平成 23 年度第 4 回臨時会合）
社会保障・税一体改革分科会（第 4 回）における協議の概要

1 開催日時

平成 23 年 12 月 26 日（月） 18：18～19：25

2 場所

内閣総理大臣官邸 2 階大ホール

3 出席者

内閣官房長官 藤村 修（議長）
総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）
財務大臣 安住 淳
国家戦略担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣 古川 元久
内閣府特命担当大臣（行政刷新） 蓮 舫
厚生労働大臣 小宮山 洋子
総務副大臣 黄川田 徹
財務副大臣 五十嵐 文彦
内閣府副大臣 石田 勝之
厚生労働副大臣 辻 泰弘
全国知事会会長 山田 啓二（副議長）
全国都道府県議会議長会会長 山本 教和
全国市長会会長 森 民夫
全国市議会議長会会長 関谷 博
全国町村会会長 藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長 高橋 正
愛媛県知事 中村 時広
広島県議会議長 林 正夫
鳥取県日吉津村長 石 操
内閣官房副長官 齋藤 勁（陪席）
内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）
内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）
内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）
総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）

4 協議の概要

（1）協議事項

○社会保障・税一体改革について

- <1>地方単独事業の総合的な整理について
- <2>地方税制の論点について

(2) 協議が調った事項
なし

(3) (2) 以外の事項

○社会保障・税一体改革について

厚生労働省より、「地方単独事業の総合的な整理について」説明がなされ、それを受けて国側議員及び地方側議員より意見表明がなされた。

総務省より、「地方税制の論点について」説明がなされ、それを受けて国側議員及び地方側議員より意見表明がなされた。

(4) 協議内容

○挨拶等

(福田総務大臣政務官) 国と地方の協議の場及び社会保障・税一体改革分科会合同会議を開催する。

本日の協議事項は社会保障・税一体改革についてである。小宮山厚生労働大臣に臨時議員として御出席いただいている。

(藤村内閣官房長官) 今日は国と地方の協議の場第4回臨時会合と、社会保障・税一体改革分科会第4回会合を、合同で開催させていただいた。

先般15日に開催した第3回の国と地方の協議の場においては、改革全体を取りまとめる中で政府与党での議論と並行して、地方の皆様との議論が今後必要と考えていると申し上げたところである。

一方、先般の分科会においても、まだ答えが出ていないものがあるのではないかという御指摘があり、それにも今日お答えするという格好である。こういう押し迫った中では、別々にやるのが筋と思うが、合同で開催させていただいたことをおわび申し上げたい。御理解を賜りたい。

そうしたことから^{きよ}一体改革の取りまとめが大詰めというこの時期に合同会議という形で、本日急遽お集まりいただいた次第である。本日の会議が皆様方から多くの御意見をいただき、実りあるものとなることを期待しながらスタートをさせていただきたい。どうぞよろしく願います。

(山田全国知事会会長) 本日は国と地方の協議の場、分科会も入れて10回目になる。こうした中で国と地方の協議の場が機能していることについて、まずお礼を申し上げるとともに、先日の子どもに対する手当、さらには地方財政についても政府の御尽力をいただいたことに対して、心から感謝を申し上げたい。

ただ、これまで、この問題について私たちは地方の現場の声というものをずっと述べてきたが、本当に国と地方の協議の場が実質的な審議、協議の場になっているかどうかについて、私たちは大変懸念を示さざるを得ない状態である。なぜならば、今日の協議の場についても、これだけ大詰め、差し迫った段階において、

全く案、資料が示されない状況になりそうだったので、私ども地方六団体は共同して内閣府に対して、本当にこれをきちんとやるのであれば、案や資料を早急に出すべきではないかという、地方六団体一致した申入れをせざるを得なかったということがまず挙げられる。

そして、その中で出てきた資料は、正直言って、我々は闘牛場の牛ではないのだから、まず興奮させて怒らせてから始末しようみたいな話はやめていただきたいという気分になるぐらいのものであった。

しかし、私たちは2点の理由からここに出てきた。

1点は、川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）を始め、大変地方に対して配慮のあるいろいろなことをこの間に考えていただき、その中で開催されたということである。その面で、私たちは川端大臣の顔を立てるために出てこなければいけないという感じがしている。

もう1点は、もともと国と地方の協議の場という名称であるので、とにかく協議をして決めようではないかということである。席を蹴ってしまっただけでは協議ができない。それは私たちの本意とするところではない。したがって、どういうものであってもこの場に出てこようというのが私たちの思いである。それだけに、是非とも私たち地方の実情というものを踏まえた形で、さらに今日の協議が進むことを心から願っており、最初から非常に耳障りなことばかり申し上げているが、私の挨拶とさせていただきたい。

○協議事項（社会保障・税一体改革〈1〉地方単独事業の総合的な整理）について（小宮山厚生労働大臣） 前回の国と地方の協議の場で、厚生労働省が行った整理の具体的な内訳を示すべき、という御発言があったので、資料の別添1と別添2を用意した。

これまでも申し上げてきたとおり、消費税の充当先となる経費は、国の事業であっても地方の事業であっても、その財源構成に関わりなく同じ考え方に従って整理されるべきものだと考えている。

具体的には、平成21年の所得税法等改正法附則第104条の規定及び一体改革成案のとおり、1つ目に社会保障であること。2つ目に、社会保障4分野であること。3つ目に、給付であること。4つ目に、制度的に確立されたものであることを満たしていることが必要だと考えている。総務省の実施した調査の調査項目を、こうした基準に従って整理をした結果が、お示しをした資料のとおりである。社会保障4分野が3.8兆円程度、そのうち給付に該当するものが2.6兆円程度、さらにそのうち制度として確立されているものが最大0.2兆円程度となる。

また、資料の別添2は地方単独事業だけでなく、国がその一部又は全部の財源を負担している事業についても同じ考え方で整理をしたものである。社会保障給付には従来、地方のみが財源負担している地方単独事業は含まれてこなかった。社会保障給付は総額およそ100兆円で、そのうち保険料負担などを引いた国及び地方の公費負担は、およそ39兆円となっている。このうち制度として確立して

いる社会保障4経費に該当すると考えられるものが、およそ31兆円であり、そのうち国が23兆円、地方が8兆円となっている。同じ考え方に従って、今回総務省が調査した地方単独事業6.2兆円を整理すると、先ほど申し上げたように最大0.2兆円程度となるという整理である。厚生労働省としては、公衆衛生や高齢者福祉、障害者福祉、生活保護等の施策は非常に重要な社会保障施策であり、その財源確保も含め、地方とともにしっかりと対策に取り組んでいく考えである。

一方で、消費税の充当先については法律及び成案にのっとり、国も地方も同じ考え方に従って、今後高齢化に従い大幅な伸びが予測される制度として確立された年金、医療、介護及び、全世代対応型への社会保障へ転換していくために重要になる子ども・子育てに絞って、いわゆる社会保障4経費に整理されるものに限られることになると考えている。

なお、社会保障4分野に該当する事業の金額が総務省の整理と異なるのは、主に公衆衛生、高齢者福祉及び、障害者福祉などが4分野に当たらないと考えているためである。

繰り返しになるが、こうした分野は国の事業も同じように消費税の充当先とはならないと考えている。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 地方の単独事業については、分科会で3回、本体会合で1回、合計4回の議論を積み重ねてきた。その議論の積み重ねの中で折々に私から発言をしてきたが、基本的な部分として総務省の立場、考え方を整理したので、資料に基づいて説明をさせていただきたい。

資料2であるが、基本的には一体改革に向けては国と地方が協力して推進することが何よりも大事であって、その際に政府の取りまとめた成案の考え方に沿って進めることが基本であるが、地方の意見に耳を傾けて柔軟に対応すべきであることがまず大前提である。

そういう中で、まず資料2の1に記載しているように、国の制度と地方の単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさっていて、大きな国の基準としてのネットに加えて、地方の事情に応じたきめ細かいネットがかぶさって社会保障全体が持続可能になっている。この認識を国と地方が共有することによって、国、地方を通じて消費税収入を主たる財源として安定財源を確保することが必要になってくる。

資料2の2に記載しているように、地方単独事業の整理をしていくときに、現実にサービスを受けている国民の理解が得られる客観的な整理とする必要がある。受けている皆様にとっては負担をしていただくということであるときに、現行の制度が維持拡充されることが前提という理解で負担増をお願いすることになるから、そういう考えに立つべきである。

そういう部分では、具体的に社会保障4分野の範囲については資料2の3にも記載させていただいたが、統計上の概念で形式的に判断して、実質的に医療、介護、子育ての分野と重複している事業あるいは一体的に評価させるべき事業を一律に排除することは、適当ではないと考えている。

次に資料2の4に書かせていただいたが、保育士あるいは児童福祉司は現実に

国民に現物サービスを提供しており、その人件費を給付に該当しないとして一律に排除することは適当ではない。なお、事務職員分の人件費あるいは事務費は対象外とするという整理をしてはいかがかと思っている。

さらに、制度として確立した費用については、先ほど申し上げた2つのセーフティネットが組み合わさることによって、社会保障制度全体が持続可能となっている点を踏まえて、地方の理解が得られるように努める必要があると考えている。

申し上げたように、一体改革の実現に向けては国と地方が協力して推進することが何よりも大事であり、その認識に立って今後、政府案の取りまとめに向けてこのような考え方を基本として、政府内で調整をしてまいりたい。

以上が最終取りまとめに当たっての総務省としての基本的な考え方である。
(山田全国知事会会長) 賽の河原の石積みみたいな議論で非常につらいが、私たちが今まで主張してきたことについては全くお答えいただけないので、私たちは本当にテープレコーダーに向かって話をしているような気がしている。

前から申しているように、所得税法改正法附則第104条というのは消費税と地方消費税を書き分けている。条文が違っている。そもそも法律の建前上、形式上、内容上も全て異なっているのに、同じ扱いをしているということになる。

総務省から示された案については一定の柔軟なものが示されているが、こうした地方に対して、本来社会保障を扱うのは厚生労働省であるから、厚生労働省の考え方がこのようであるということについて、私たちは愕然とせざるを得ない。私たちは、厚生労働省の考え方は地方の実情を見ていないと思うし、障害者の中に多くの高齢者が含まれているというのは何度も繰り返し申し上げたが、こうした障害者、高齢者を切り捨てる案であり、地方において最前線で頑張っている職員を切り捨てる案である。私たちは、こうした中で消費税の引上げを言うことはできないし、地方の社会保障、社会福祉を担っている首長として、このような案に対してイエスと言うことは出来ない。

こうした案が出てくることは、厚生労働省にとっても地方を敵に回し、そして地方に対する信頼感をなくすものだということを私は強く言わざるを得ない。そして、その中で消費税の引上げ等については、我々地方は断固として闘うということを示さざるを得ない。

本当にきついことばかり申し上げているが、時間がない中で端的に地方の気持ちを伝えていかなければいけないと思っている。自分の立場を捨てて申し上げて大変恐縮であるが、私たち全国の知事、市町村長、議会の人間にとっては、28日になれば仕事は御用納めで終わってしまう。これだけ押し迫った残り3日しかない夕方の段階で、こういう形では本当に悲しいという以外の言いようもないし、これで本当に日本の社会福祉はどうなるだろうと思っている。是非とも早急に再検討願いたいということを申し上げる。

(森全国市長会会長) 地方単独事業を調査して、地方単独事業を位置付けるということは、私はある意味で革命的な出来事だったと思っている。それはどういうことかということ、今までは地方単独事業は地方が勝手にやって、財政状態がいいのでやらないでもいいことをやっているというぐらいの見方しかなかったとい

う感じがあった。このようなことから、地方単独事業をきっちりと評価をして、今度の議論の中に取り込むということを私は高く評価している。

ただ、仏作って魂入れずというのがぴったりくると思うが、国の制度と地方の制度の関係というのは先ほど山田全国知事会会長も言ったように、相互に役割分担があって補完しながら、住民から見れば一体的なサービスを提供しているわけであるから、国の役割と地方の役割はおのずから違うということである。そのことを理解した上で、どうやって国の制度と地方単独事業を有機的に連携付けていくかということが大変大事なことだと思っている。それがなければただ単に地方と国で消費税の取り合いをして、その理屈になっているということにしかないのではないか。

端的に言うと、例えば何度も申し上げているが、乳幼児医療費助成という制度がある。これは子育ての家庭に大変有益に働いているわけである。それと関係付けた中で、では子どもに対する手当がどうあるべきかというような相互に有機的に関係付けた議論を私はしたい。それが先ほどの御説明ではないわけで、国の視点・基準で地方の単独事業を制度的に確立していないからとの理由で除いたり、あるいは人件費等の取扱いで官の肥大化と言うように、国も地方も同じ理屈だということで一見公平に見えるが、それは違うのではないか。地方はきちんと保健師や保育士などによるサービス給付をしている。このような人たちが社会保障を支えている。これを官の肥大化などと言って住民の皆様には理解されるはずはない。

そういう国と地方の役割の違いを乗り越えて、今後は地方単独事業と国の制度とを関連付けながらやるという大局的な見地に立っていただきたいということが、私の願いである。大局的というところを特に強調させていただく。

(藤原全国町村会会長) これまで分科会等において相当論議してきたが地方単独事業に関して、今回の厚生労働省の分析を見ると、地方の意見が全く反映されておらず、全国の町村が到底納得できる内容ではない。

国の制度と地方の単独事業がうまくセットされることで、福祉レベルを保ってきているのに、それを認めないと、もっと医療費や福祉経費が増大する可能性がある。地方はパイが小さくとも機能的には重要な役割を果たしていることをしっかり理解していただきたい。

(中村愛媛県知事) 分科会の方で全国知事会の立場から3回にわたって議論をさせていただいたことで、少しだけ触れさせていただきたい。

その時もずっと言い続けたが、今の政権、私もかつて政権交代を夢見て皆様と一緒にやった経緯から、本当にエールを送りたいし、その政権がこうして地方分権の問題に一步踏み込んで協議の場をつくられたということについて、心から拍手を送っている。だからこそこの国と地方の協議の場を大切にして、そしていろいろな意味で信頼のある意見交換ができればと思っていた。

第1回の分科会、その時にはまず厚生労働省から提出されたペーパーの問題性を指摘させていただいた。これは川端大臣がうまく収めていただいたところであるが、第2回目も同じようなペーパーが出てくる。そして第3回の分科会では初めて3.8兆円という数字が示された。しかし、その根拠は何かと問うても示され

ない。そして口頭でそのうち 2.6 兆円という数字も出てきた。これも根拠があやふやである。ひよっとしたらこれは 400 億円のベースデータなのではないか、そんな危惧を持ってその点を指摘させていただいたが、これも回答がいただけない。そして今日初めて出てきたこの 2,000 億円。正に 3.8 兆円、2.6 兆円の数字というものは、そこに着地させる前のベースデータだったということがはっきりしたのではないか。

2,000 億円に増額した点についても非常に些細なところで、幼稚園は入っているが、肝心なところが抜け落ちて、何か取り繕ったような感じがしてならない。何度もあの時に述べてきたが、病院の問題、国民健康保険の問題、そして乳幼児医療の問題、一つ一つその重要性を地域の立場で、どうしてこういうことが行われているのかというお話をさせていただいたつもりであった。恐らく、この分科会で参加をされた政治家の皆様は、なるほどという点も随分消化していただいたのではないかと今でも信じている。

この資料はあくまでも現場を知らない事務方が作って出してきた資料と今でもそう信じて、この会議に臨ませていただいている。もし仮にこれから消費税の話に入ってくる場合は、山田会長も言われていたが、私たちも一緒になって合意して国民に向き合っていく、説得していく立場に立つ。

今、国民の声は非常に厳しい。これも分科会で申し上げたが、身を削る姿勢なくして国民は決して耳を傾けてはくれない状況になっている。少なくとも自民党は嫌がるはずである。国会議員の定数削減、世襲制限。民主党も自民党も同じように約束した身を削る行為。自民党を追い詰めるぐらいの迫力で、そこを打ち出して身を削ってはいこうではないかという姿勢が民主党政権の中から生まれた時に、初めて国民は負担というものに耳を傾けてくれるのではないだろうか。

この3回における議論、そして協議の場の山田会長、森全国市長会会長始め地方の声を是非大事にしてほしい。かつて自民党はその声を無視して信頼を失い、地方と離れた。私は今でも今の政権に期待しているので、そんな気持ちからエールを送るようなつもりで、あえてお話をさせていただいた次第である。

(五十嵐財務副大臣) 分科会で何度も中村愛媛県知事と議論をさせていただいたが、私が終始申し上げているのは、消費税アップ分の枠内に入れるか入れないかということになると、本当に分捕り合戦になってしまう。そうではなくて、単独事業を国がどう評価するかしないかではなくて、全体として財源保障をどこにするのか。我々は交付税よりはむしろ一括交付金など、そのほかにした方がいいし、あるいは課税自主権をもっと拡大していただいて、その中で独自色を出していただくのがいいのではないか、もっと広く場を設けて議論すべきではないかということをお願いしてきたつもりである。とにかく消費税だけに押し込めようとする、等しく国民の皆様が負担する消費税であるから、それを一律に地方独自の、地方によっては厚みが違う、受益が国民にとってばらばらになるところを、一律に当てはめるといふのもどうかというそもそも論もあるし、当然寄り添っていく、意見が合っていく部分はあると思う。もっと総合的にお考えをいただきたい。

消費税の中にこれを入れる、あれを入れるだけをやっていると、それは正に分

捕り合戦になってしまって、正当な地方の評価にもつながらないと私は思っている。だから、そこから少し大きな視点で見て総合的な議論に移っていくべきではないかと思う。

(山田全国知事会会長) 正に総合的な議論をしなければいけないと思う。今は、残念ながら総合的な議論になっていない。しかし、政府は社会保障を安定的にやるための社会保障・税一体改革をやらなければ、社会保障全体が崩れると言ってこれを行っているわけであるので、総合的な議論をやってからここに入らなければいけないと思う。

きれいな話ではないが、それこそ一括交付金は今年もシーリングの対象にされて削られ、交付税の方は原資が足りない中で地方公共団体金融機構のお金までつぎ込んで、川端大臣に頑張っていたら、やっと予算を組んでいる。皆お金がない中でどうすれば安定的な社会保障ができるのかが、一番大きな問題点である。

課税自主権を行使すればいいと言うが、政府が法人税を下げた時に、私たちが法人事業税を上げたらこの国の税制が無茶苦茶になる。税は国の根幹であるから、そういうことを言っている限り、私たちは議論できない。正に総合的に考えなければいけない。

総合的な財源をどこに見つけるか、そして社会保障をどうやって安定的に国民にお届けできるか。国民の目から見れば制度的に確立しているか、制度的に確立していないかという話は全くの絵空事である。47 都道府県がやっている子どもの医療費助成が制度的に確立していないと思っている国民がいるだろうか。だから、正に私からは総合的な見地として、その中で国と地方の役割分担を踏まえた社会保障と税の一体改革でなければ、国民の理解は得られないのではないかということをお返ししたい。

(森全国市長会会長) 総合的な議論ということで触れていたのだから、そこで一言言わせていただければ、そもそも民主党政権が地域主権と言ったのは、きちんとした哲学があったと信じている。それはなぜかと言うと、霞が関の机の上で政策だけ考えていても、現場のニーズに合ったダイナミックな政策は出てこない。地域の実情に合った政策こそが、国を動かしていくという信念があったのではないか。

そういうことから言えば、少し話を戻すと、制度として確立されたものというものを国も地方も当てはめるのは、地方分権、地域主権を理解していないということにならないか。我々が地方単独事業として現場のニーズに合わせてやっていることが、国全体を引っ張っていく、ダイナミックに引っ張っていくという姿がそこにあるはずなので、制度として確立されていないということを国と地方に当てはめるということに対して、私は地域主権そのものがないがしろにされているという気持ちがして仕方がない。

我々は現場のニーズに合わせて政策を引っ張っていくという自負がある。私は基本的に分捕り合戦も大事だと思っているが、それ以前の哲学のところなかなか理解していただけないフラストレーションが高じているということだけ、御理解いただきたい。

(石鳥取県日吉津村長) 総合的な議論をしていく必要があるということであるが、

町村の現場を預かる者の立場として個別の具体的なことを申し上げると、例えば国の制度を補完し、連携するということであるが、我が村の保育所では、保育士は、124人の児童に対して国の基準は14人であるが実際には19人で保育している。それでもまだまだ子育てには不十分だと思っている。これらの対策についてはしっかりと考えていただきたい。

また、同様に、保健師に関しても、特に高齢化した地域では保健師の仕事のウェイトが大きくなってきている。給付の抑制にもつながってきているので、この部分もしっかりと配慮をいただきたい。

一方、予防接種も給付費を抑制するということでは同じである。先般、厚生労働省からウイルス性肝炎対策として、職域におけるウイルス検査の受診勧奨を要請する文書が出ているが、肝炎対策は感染予防と感染者の早期発見の両方を総合的に行うことが重要であるので、併せて要望させていただく。

(小宮山厚生労働大臣) いろいろと地方の皆様から御意見をいただき、有り難い。

今回お出しした厚生労働省の分析は、個々の事業を地方がどれだけやってくさっている大事な事業かなど、そういうことで判断したのではなくて、これは消費税の対象分野として、制度として確立した年金、医療、介護、子ども・子育てという形のものの中に、該当しているかということ整理させていただいたものである。

成案の中で、消費税充当の対象は社会保障4経費の分野にのっとった範囲の社会保障給付という形にしているの、そういう中で先ほど川端大臣も言っていたように、一律に排除するというのを私も言っているわけではなく、それは個別にいろいろと対応させていただくことはあり得る。

しかし、今回消費税を、社会保障制度をとにかく後世につけ回しをせずに、今回高齢者3経費から子ども・子育ても入れた4本柱にして、皆様に納得をして御負担いただくためには、もちろん一生懸命やっただいて地域でいいレベルのいろいろな保育や、予防接種、乳児医療などやっただいては分かるが、やはり一定規模全国の国民に対して、ある程度のレベルになっていることが前提にあると思っている。そういう意味で国の方でこういう整理をしているものにのっとって整理をすると、こういう形になるということをお示したところである。

子どもの問題などは先ほど石鳥取県日吉津村長から御指摘いただいたが、再三申し上げている子ども・子育て新システムの現物のところは、最大限地方の皆様のそれぞれの地域の特性に合ったものにさせていただこうということで議論をさせていただいていると思っている。今回これは消費税の対象としてどういうところを社会保障の4経費として含めるかという、それにのっとってやるとこういう形になるということをお示したので、これで別に地方の皆様に喧嘩を売るつもりはないし、皆様方の各地域でのいろいろな取組については敬意も表しているし、そうした国民の全国的な理解ということをベースにした上で、どういう形で個別に話をさせていただけるかということだと考えている。

(山田全国知事会会長) 正直言って、今の話は全く理解できない。私たちが言っ

ているのは消費税のことではない。そこから認識が違う。私たちは地方消費税のことを言っている。消費税は確かに所得税法改正法附則第 104 条第 3 項第 3 号で「制度として確立された」と書いてある。地方消費税にはどこにもそんな文言はない。消費税のことを言っているのではないということを私たちは申し上げているのに、消費税のことを言われるから私たちは怒っている。地方消費税のことを我々は主張しており、その点について全然お答えがないのは遺憾である。

我々は安定的にするには国の方がまずしっかりしなければいけない。しかし、そんなことを言っても予防を抜きにしてどうやって医療費を下げることができるのか。予防を一生懸命やっているからこそ医療費は下がってくる。そこをきちんとやっていかなかったら増えてくる社会保障費をどうやって減らすのか。我々は国と地方とが一生懸命協力して何とかこの社会保障を守ろうとしている。国の分だけは納得いくからやって、地方の分は勝手にやれと言うのであれば、我々はこの国と地方の協議の場に出てくる必要は全くないと思う。妊婦健診の半分は我々地方が負担している。そうやってお互いに何とか協力をしてやっているのに、今の小宮山大臣のお話だと我々のやっていることは勝手にやっていることなので、個々のことは勝手にまた財源を探してやってほしいというお話になってしまう。それだったら我々も勝手にやる。国と組むこともできない。しかし、そういうことは現場ではあり得ない。

だから、今言われた点については、正直言って余りこういうことを言いたくないが、困ってしまったという感じがする。

(辻厚生労働副大臣) 小宮山大臣から御説明をさせていただいたところであるが、現行の消費税収については、これまでの国と地方の配分は基本的に今までのままとなっているわけであるが、引上げ分の消費税収については 4 分野の範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担において配分を実現することになっているわけで、それを今ここでやっている。

小宮山大臣が申し上げたことは、厚生労働省としての今までの分類の仕方というものがあるので、昭和 20 年代からつくっている社会保障給付の考え方が 1 つ社会保障の範囲としてある。そして今度の一体改革の中で 4 経費として対象としている経費がある。そういったところで分類したものをお示ししているということであって、ここから議論していただいて、どうしていくのか進めていただければと思っているが、今までの分類でいくと、恐縮ながら今までお話があったように、公衆衛生に関わる部分、健康や予防に関わる部分、高齢者福祉に関わる部分、障害福祉に関わる部分は 4 経費には入らないということに分類上はなり、国の方の対応としてもそのようにしているということであって、その分類を申し上げている。そこから議論をしていただきたいということである。

(山田全国知事会会長) もう一回、質問するが、所得税法改正法附則第 104 条第 3 項第 3 号に、消費税はそう書いてあり、地方消費税はそう書いていないというのが 1 点である。これについて全然回答されていない。地方消費税は改正法附則第 104 条第 3 項第 7 号であって、消費税と書き分けている。そして私たちは地方消費税の充実を求めている。これについてお答えいただきたい。

もう1点は成案の話であるが、あの成案は国と地方の協議にかかっていない。事後的に、国と地方の協議の場で我々は文句を言って、これはだめだと言った。そして深夜に片山前総務大臣のところに呼ばれて、「我々はこれでは困る」と言った。しかしながら、片山前総務大臣が地方単独事業について「十分地方の考えを聞いて、地方単独事業の意義をしっかりと我々も見ていくから、とりあえず協議の席についてくれ」と言われたのであって、だれも成案について納得していない。そういう経緯で私自身ずっとやってきたので、その中で申し上げている。それでもちゃぶ台を返してはいけないので、その中でもできるだけ成案に近づこうと思って、障害者福祉の中でやっている高齢者の介護はなぜ介護に入らないのかということを上げている。そのことについて辻厚生労働副大臣に御返答いただきたい。

(辻厚生労働副大臣) 私は政府を代表する立場ではないが、先ほど話した制度として確立された4経費に充てるという1つの区切りを示している成案について。

(山田全国知事会会長) 改正法附則第104条の第3項第3号と第7号の話について、まずお答えいただきたい。

(辻厚生労働副大臣) 申し訳ない。その法第3号と第7号は責任を持ってお答えできない。

(山田全国知事会会長) 申し訳ないが、厚生労働省というのは社会保障の安定のための役所ではないのか。第7号というのは「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から」と書いてある。それを厚生労働省は知らないと言われるのか。

(辻厚生労働副大臣) 責任を持ってそのことについて申し上げられないという意味であるが、いずれにしても消費税の使い道をどうするかというものを、この協議の場などを通じて配分を実現するというところで成案に書いてあるので、私どもは地方消費税をアップしてはだめなどと言っているわけでは全くない。成案に賛成されていないというのは御主張として分かるが、私どもは政府の構成メンバーなので、政府与党で決定した成案の考え方に基づいて政策を展開していく立場であり、そういった4経費の仕切りになると先ほど言った公衆衛生や。

(山田全国知事会会長) そうなっていない。「消費税収(国・地方)」と書いた場合には、消費税と地方消費税両方を言う。消費課税、消費税と言った場合で、国・地方と書かなかった場合には消費税だけになる。そのように法は書いてある。そして、それについて我々はずっと言ってきた。そのことについてお話をいただいただけずに、法解釈の話から始めなければいけないのはつらい。しかし、基本のところですれ違ってはだめなので申し上げます。「制度として確立」と書いてあるのは国の消費税だけである。地方消費税にはそもそも書いていない。だからそういうことをずっと何度も繰り返して言っている。

(安住財務大臣) 御存じのとおり、平成24年度予算は作成をした。改めて申し上げますが、90兆円になる予算のうち税収は44兆円しかない。それ自体を批判されれば恥ずかしい話だと言えればそれまでであるが、しかし税収構造は本当に劇的に変化していることだけは是非理解していただきたい。地方も苦しいというお話

は十分分かるが、国はもっと苦しい。ピーク時で、特に高度成長の昭和 60 年代に、所得税は 26 兆円もあった。しかし、その後フラット化を進めたから今はもう 13 兆円強である。

そういういろいろなことを、法人税のことを先ほど山田会長も言われたが、国際競争の中で本当にやっている中で地方だけそういう話ができない。だからそれは下げて、日本の活力をとということで、今度の予算でも更に地方交付税については総務省の方で良く努力をしてきて、被災をした地域以外のところでも随分と公共含めて目配りしたつもりである。

ただ、全体として社会保障について申し上げれば、年金の 2 分の 1 の差額分の穴がどうしても開くわけである。さらに機能強化、つまり高齢化も含めて必然的にかかってくるお金もあるし、厚生労働省としての制度改革を含めて今、制度設計をしている。そういうことを全般的に考えて、是非そうした中での消費税の必然性、必要性というのを皆様にも十分理解していただけるものだと思っている。

だから、今後これはできれば一緒に協力をして、この消費税の引上げ分を何とか国民に理解を得られるように私はやっていく、そういう取組は不可欠であるということだけは是非、共有していただければと思う。そういう中で国の財政状況というのは本当に今、私が申し上げたように厳しいところに立っているのです、しかしこれを前提とした上でも、消費税の税収の言わば国と地方の配分をどうするかということに当たっては、先ほど川端大臣の基本的な考え方があったので、それを踏まえつつ精力的に協議をして、結論を得られるように私としては努力をしていきたい。

どうか地方自治体の皆様におかれては、何とぞ御協力と御理解を賜ればと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたい。

(山田全国知事会会長) 安住財務大臣の言われるとおりで、私たちにとって 26 日というのは、御用納めまで 27、28 日の 2 日しかない。その中でこのテーブルについているのは、やはり社会保障の問題について私たちも責任を持っているので、これを何とか取りまとめたいからである。蹴るのは簡単である。しかし、先ほど言われたように、この問題について私たちは逃げる事ができないので、とにかくここに出てきて話をしていきたい。そのときに紋切型の成案でこう決まっているからこれ以上の話はしないなどと言われては困る。先ほど申したように、障害者の中で高齢者の率が大変高い。障害者手帳を発行しているうちの 7 割は高齢者である。そして障害者施設では介護が現実に行われている。こうした障害者施策や予防接種などは制度が確立していないから切り捨てるというメッセージを国が出してしまっただけではいけないのではないか。

もちろん、国も大変厳しいことは良く分かっている。地方も実際は厳しい。そういう中で話し合いを続けているので、紋切型の議論というのはやめていただかないと、私たちもこれから地元に戻って一人一人が説明できない。皆様は東京から来られるからいいが、それぞれの地域でやらなければいけないことがある中、遠方から、ここに皆集まっているのに、「これはこのように決まっているから」と言われてはたまらない。安住大臣の言われたとおりで、課税自主権はそう簡単

に行使できない。だからそれぞれ課税自主権を行使すると言っても限界がある。私たちの持っているのは住民税であり、法人事業税である。でも住民税は今度、被災地の支援のために10年間均等割の引上げというのを私たちはのんだ。そして法人事業税は正に国際社会の中で法人が生き残るためには協力しなければいけない。

では私たち都道府県には何が残るか。税目はそんなにない。ほとんど法人関係と住民関係である。そうした中で自動車取得税も重量税も廃止、見直しと言われており、そう言われてしまうと言われるだけ悲しくなってしまうのが現状なので、そういう点は十分に我々の立場も理解していただきたい。

(林広島県議会議長) 私は分科会の方で出席させていただいており、今日で4回目の出席であるが、その間中村知事が刻々と地方の立場の説明をされている。しかし、4回経っても説明されること、皆様がお考えになっていることは最初の1回目と全く変わらない。残念でたまらない。私はだから席を立って帰ろうと言ったが、山田会長は温厚な方なので、それでこの時間になっている。

それともう1点、こういう大事な会議が時間的に30分か40分で説明をされた後、質疑応答というのが20分あるいは30分しかない。これで話がつくようなら、最初から案が出てくるならいいが、4回経っても同じものが出たり、小宮山大臣の同じ話しかなかつたら、話のしようがない。

○協議事項（社会保障・税一体改革〈2〉地方税制の論点）について

(黄川田総務副大臣) それでは、私の方から資料3に基づいて、主に地方消費税の論点について御説明したい。

この資料は政府税調に設置された作業チームで取りまとめ、12月21日の政府税調において報告したものである。

2ページ(1)地方消費税の税率引上げの「時期、幅」についてであるが、具体的な数値は記載していない。これは今回の税制抜本改革の根幹部分であり、政府税調や与党における議論を踏まえる必要がある。さらに、今この場で国と地方の協議の場において、引上げ分の国、地方間の配分の前提となる社会保障給付の全体像の整理についての議論が行われている。こうした議論を十分に踏まえた上で、素案において具体的に決定していく必要があると思っている。

(2)地方消費税収の用途についてである。現行分の地方消費税を除く地方消費税収については、その用途を明確化し、社会保障財源化したいと思っている。具体的な方法については、地方公共団体の皆様方との意見を踏まえて検討していきたい。

3ページ(3)その他は、引上げ分の地方消費税の配分等についてである。都道府県と市町村の配分については、現行の1対1を基本に検討してはどうかと考えている。市町村交付金の交付基準については、現行分は人口と従業者数を1対1の割合で案分しているが、この引上げ分は人口による配分など、社会保障財源化に適した交付基準を検討してはどうかと考えている。

いずれも地方公共団体の皆様方の意見を踏まえて検討していきたい。このほかの論点については省略いたしたい。

(藤原全国町村会会長) 消費税率の引上げに伴う地方分は、地方消費税の拡充によるということが基本である。しかし、地方消費税も少ないとはいえ、一定の偏在がある。また、地方消費税の引上げに伴い、交付税の総額が減少する。したがって、仮に「地方分」の全てを消費税の拡充で財源確保することになると、高齢化の進展が著しい財政力の弱い町村は、現在実施している地方単独事業すら維持できなくなる可能性があることをしっかり考えていただきたい。

このため、「地方分」として確保される財源の中で、地方交付税による一定の調整をする必要があるのではないか。この点を十分配慮いただいて、検討していただきたい。

(山田全国知事会会長) 今の藤原全国町村会会長の話はもっともであるが、先ほどみたいに消費税の方は制度的に確立された4経費ということに固執されていたら、私たちは地方消費税の引上げということと言わざるを得なくなってしまう。そうすると本当に皆泣いてしまう。だから、どうか私どもの立場も察していただきたい。申し訳ないが、こちらの方では安住大臣に頼まれてはいるが、私どもからも何とか地方の立場も立つように、残り時間は少ないと思うが、何とかしていただきたい。川端大臣、藤村内閣官房長官にも本当にお願いする。実際にやるとなったときに矢面に立つのは我々なので、今言われたのはもっともなところはあがるが、これだと我々の主張が難しくなってしまう。

(森全国市長会会長) 基本的に藤原会長の考えに賛成である。それから、先ほど安住大臣が言われたことをそのまま受け止めれば、例えば辻副大臣が言っている障害者福祉に充てないということで、どうやって国民に説明するか、消費税の引上げが日本を崩壊させないために非常に大事な政策であるとすれば、我々地方とどのように組んで、どうやって国民を説得していくかということもお考えいただきたい。

(中村愛媛県知事) この話とは少し違うかもしれないが、気になっているのは、今の少子高齢化の中で現行の社会保障制度というものは、毎年放置していても国は1兆数千億円負担が上がっていく。地方も7,000億円ずつ負担が自動的に上がっている。だから、本当に厚生労働省は頑張って抜本的な改革をしないと、消費税をぼっと上げたって付け焼刃になると思う。本当に根本の問題がある。それは何も国だけではなくて地方も同じである。

もう一つは官の肥大化ということを地方に向けて会議の中で言われたが、これは違う。私も国会にいた。地方では市長を10年やった。前政権の三位一体改革の中で地方は絞って絞って絞り切るぐらいの改革をやっている。

例えば数字で見れば明らかであるが、市町村合併で3,300が1,700になり、地方議員は6万人が3万8,000人まで減っている。そして公務員も10年間で地方公務員は18%削減されている。国家公務員は3%、国会議員は削減ゼロ、これだけの違いというものがある。私も就任以来ずっと給料は25%カットをやり続けているが、金がないからやらざるを得ない。そういう中で肥大化は全然してい

ないので、そこの認識は是非お持ちいただきたい。

最後に、合意したときは一緒になって私たちも国民に向き合う。そのためにはやはり先ほどの国会議員の問題などをやらないと、なかなか厳しい現実がそこにはある。これは是非受け止めていただきたい。

(藤村内閣官房長官) 我々にとって山田会長の言葉で本当に有り難いと思ったのは、決してこの議論から回避するのではなしに、とことんやろうではないかというお言葉であった。また、割に冒頭の方では総務省の基本的考え方というのに一定の理解をいただいたようにも思う。

そういう意味で政府側の議長として、調整をさせていただきたい。総務省を中心に財務省、厚生労働省、ここできちんと調整をまずする。その上で、少し申し上げると、この社会保障・税一体改革については野田内閣総理大臣も非常に強い決意の下で、明日実は政府、民主の三役の会議で年内にやろうと、そこまできちんと発言をする予定である。そこで決める予定である。そういう意味では党のいわゆる一体改革の会議を今もやっているだろうと思うし、多分 29、30 日までやる。とことんやろう。これは藤井会長の指導の下である。

そういう意味では是非、今言ったように総務省案に一定の評価をいただき、理解をいただく可能性はあるとして、川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)を中心に財務省、厚生労働省での調整をもう少しさせていただき、もう一回年内に国と地方の協議の場を開かせていただきたい。本当に押し迫って大変なところであり、分科会との合同かどうかは調整が必要かもしれないが、29 日辺りに調整の後、もう一回、国と地方の協議の場を開かせていただきたいということが、最後に今日の締めのお願いである。

本当に年末押し迫ったところで、それぞれの御予定をやり繰りしていただきながら今日もお集まりをいただいたことを感謝申し上げますとともに、もう一回是非やらせていただきたい。このように申し上げたいと思う。

(山田全国知事会会長) 先ほど小宮山大臣にも辻副大臣にも失礼なことを申し上げて、まず心からおわびを申し上げたいと思うが、それだけ何とかこれをまとめなければいけないという思いで地方側を代表している。このようなこと、皆様を前にして私は本当は言いたくないが、申し上げたことについて、非常に不適切な発言があったらまずおわびを申し上げたい。

しかし、私どもも正直言って、政府側というのは政府であるからいいが、私どもは、47 都道府県、1,700 近い市町村、そしてそれぞれの議会を抱えており、29 日というのは言わば御用納めが終わってしまって、全員解散になってしまっている。解散された後に国会を召集されているようなものであって、よほどそれまでにきちんとした案や議論がなければまず無理である。29 日開催であっても、私はお受けしようと思っている。また相談するが、しかしそこで決まらなかったらそれは正直言って勘弁してほしい。これは無理であるし、29 日もできるだけ早く 47 の知事に知らせなければいけないということがあり、市長会も町村会も議長会も皆一緒である。そういうぎりぎりの線で 29 日にやるというのは、我々にとっては賭けみたいな話である。そういうことだけは分かっていたいただきたい。

(藤村内閣官房長官) お受けいただけるという方向で、受諾をいただいたと理解した。本当に有り難い。その意味ではしっかりと政府の中でまず調整をさせるし、途中段階の御連絡をするなど、やりとりをさせていただきたい。

(山本全国都道府県議会議長会会長) 今日のような感じで 29 日に開催しても、これはいかななものかと思う。だから、前回、国と地方の協議の場で山田会長の方から資料を出せと言われて、今日までの間に時間があつたはずである。それが今日このような感じで侃侃諤諤^{かんかんがくがく}な議論はあつたものの、しっかりとした結論が出ていない。また 29 日だということでは、我々地方六団体としてはなかなか議会へ提案しようにも機会がないし、時間もない。そんなところであるので、その辺りのところも御理解をいただきながら、よろしく願いしたい。

(以上)